



## 地区ガバナー、第一副地区ガバナー及び第二副地区ガバナーの選挙抗議申し立て手順

地区ガバナー/第一及び第二副地区ガバナーの選挙違反に関する会則上の抗議申し立てには、下記の手順が適用される。

文書配布の指針：抗議当事者は、すべての書類と関係資料を、会則及び付則委員会メンバーと国際理事会メンバーに配布されるよう、国際本部の法律部に提出する。抗議手続きのいかなる当事者も、個々の理事又は執行役員に直接文書を配布してはならない。

### A. 抗議

1. 地区ガバナー/第一又は第二副地区ガバナー選挙で複数の候補者が出た地区において、その役職の候補者として落選した者は、抗議を申し立てることができる。落選者による抗議申し立てには、落選者の所属ライオンズクラブによる、この抗議の申し立てを支持する決議が添えられていなければならない。あるいは、地区内のグッドスタンディングのライオンズクラブの過半数が抗議を申し立てることもできる。抗議申し立てには、抗議申し立てを行う地区内各クラブによる、この抗議の申し立てを支持する決議が添えられていなければならない。
2. ファックス、電子メール、又はその他の書面で理由を説明する最初の抗議通告が、選挙日から5日(休日以外の就業日)以内に国際本部に届いていなければならない。但し、正式な抗議文は、E項に示された形式に従っているものとし、最初の抗議通告が受理された5日(休日以外の就業日)以内に提出されなければならない。
3. E項で定められる形式に従っていないと認められると認められない。
4. 地区ガバナー選挙に関する抗議には、手数料としてUS\$1,000.00又はそれぞれの国の通貨による相当額を添えなければならない。国際理事会の会則及び付則委員会による考察が行われる会議を前に、抗議が撤回された場合には、US\$200.00が事務手数料として国際本部に留保され、US\$400.00が抗議申立人に返還されると共に、US\$400.00が被申立人に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。国際理事会が抗議を認め、その内容が支持された場合には、US\$350.00が事務手数料として国際本部に留保され、US\$650.00が抗議申立人に返還される。国際理事会が抗議を却下した場合、抗議手数料は返還されない。
5. 第一又は第二副地区ガバナー選挙に関する抗議には、手数料としてUS\$1,000.00又はそれぞれの国の通貨による相当額を添えなければならない。国際理事会による考察に先立ち、抗議が撤回された場合には、US\$200.00が事務手数料として国際協会に留保され、US\$400.00が抗議申立人に返還されると共に、US\$400.00が被申立人

に支払われる（被申立人が複数に及ぶ場合には、人数分で均等割りにする）。国際理事会が抗議を認め、その内容が支持された場合には、US\$350.00 が事務手数料として国際本部に留保され、US\$650.00 が抗議申立人に返還される。国際理事会が抗議を却下した場合、抗議手数料は返還されない。

6. 抗議文の写し及びすべての関係書類は、抗議申立人により、抗議の対象となる各当事者に対するのと同時に、かつ同様の方法をもって送られなければならない。このような抗議文を受け取った際、法律部は可能であれば、抗議文の写しをしかるべき各当事者に送ることもあるが、いかなる場合にも、それ故に抗議申立人が責任から解放される訳ではない。抗議を申し立てた場合には、抗議の対象となる各当事者に抗議文を送った証拠を提出しなければならない。証拠が提出されなかった場合、抗議文は、規定に沿っていないもの、又は却下されたものとして返却される場合がある。

## B. 返答

1. 抗議に対する返答文は、抗議の対象となる当事者からのみ提出されなければならないが、E項で定められている形式に従っており、要請から10日以内の、法律部が定めた期日までに国際本部に届いていなければならない。但し、会則及び付則委員会委員長との相談で法律部長は、妥当な理由があれば、その返答文をファックスで送ること、及び(又は)返答提出日を更に5日間延ばすことを許可することができる。
2. 返答文には、選挙が行われた大会の公式議事録の写しと共に、該当する地区会則及び付則ならびに地区大会選挙規定及び(又は)投票規定の写しをすべて添付しなければならない。この議事録には、地区大会の選挙手順と選挙結果を添付し、地区ガバナーと地区キャビネット幹事はその正確さを証明しなければならない。法律部は、抗議に対する返答として追加の書類を要請することができる。これらの書類は、要請された日から10日以内の法律部によって定められた期日までに提出する。
3. 返答文の写し及びすべての関係書類は、被申立人により、申立人に対するのと同時に、かつ同様の方法をもって送られなければならない。このような返答文を受け取り次第、法律部は可能であれば、返答文の写しをしかるべき各当事者に送ることもあるが、いかなる場合にも、それ故に抗議申立人が責任から解放される訳ではない。抗議申立人に返答文を送った証拠を提出しなければならない。証拠が提出されなかった場合、返答は、規定に沿っていないもの、又は却下されたものとして返却される場合がある。

## C. 返答への回答文

1. 返答に対する回答文は、抗議申立人により、返答文を受取ってから5日以内に国際本部に提出されなければならない。E項で記載されている形式に従って、回答文は5ページまでにまとめる。追加の書類は一切受け付けない。回答文には、提議されている問題があれば、それについて対応するべきであり、抗議文にすでに示されている申し立てを繰り返してはならない。
2. 回答文の写しは、抗議申立人により、抗議の対象となる各当事者に対するのと同時に、かつ同様の方法をもって送られなければならない。このような回答文を受け取り次第、法律部は可能であれば、回答文の写しをしかるべき各当事者に送ることもあるが、いかなる場合にも、それ故に抗議申立人が責任から解放される訳ではない。回答文を提出した場合には、抗議の対象となる各当事者に回答文を送った証拠を提出しなければならない。証拠が提出されなかった場合、回答文は、規定に沿っていないもの、又は却下されたものとして返却される場合がある。

## D. 当事者以外からの返答

法律部は、抗議当事者以外の第三者からのいかなる返答や意見をも重要視せず、及び(又は)従わないだけでなく、それらは返却され及び(又は)その旨が伝えられる。

## E. 抗議文、返答文及び回答文の形式

1. 抗議文原本には、次の事項を次の順で含めなければならない。(a) 抗議の内容を理解するのに必要な事実を正確かつ公平に述べた記述書、(b) 当事者が主張する論議とその理由、(c) 希望する解決策を説明する簡単な結論。
2. 文章はすべて、付録も含み、12ポイント又はそれ以上の大きさの活字でなければならない。脚注は、9ポイント又はそれ以上の大きさでなければならない。文書の内容を増やすために、文書を縮小させたり活字を圧縮させたりしてはならない。写真で縮小されたものは考慮されず、発送者に返送される。どの書類についても、縦11インチに横8.5インチ又はA/4のサイズの紙を使い、回りの余白はそれぞれ4分の3インチずつとし、1行おきの行間を設けなければならない。また、左上をホッチキスで止めるか綴じなければならない。紙は片面だけ使うことができる。
3. 抗議文及び返答文は、10ページを超えてはならず、証拠資料としての添付物は5ページまで加えることができる。返答に対する回答文は、5ページを超えてはならず、追加書類は一切受け付けられない。合計ページ数制限の一部として、各ページには順を追って番号(例えば、10の1ページ、10の2ページなど)が付

いていなければならない。このページ制限の超過、又は追加の証拠資料の提出は許可されない。ページ制限とは別に、表紙として1枚の表紙には、(a)地区番号、(b)抗議申立人の住所氏名、電子メール・アドレス、ファックス番号、(c)抗議の対象となる各当事者の住所氏名、電子メール・アドレス、ファックス番号、(d)選挙日、(e)投票数を含む選挙の結果が、ページの上から順に記入されていなければならない。

4. 最終ページの最後の文章の後に「国際理事会の決定が最終的なものであり拘束力を有することに同意する」という文章を付記し、そのすぐ下に、抗議文提出者の直筆の署名が付いていなければならない。更に書類の各ページには、提出者のイニシャルが付いていなければならない。これに加え、抗議申し立てが電子的手段で行われる場合、抗議申立人は、電子的手段によって提出された書類が原本と相違ない写しであることを述べた奥書証明を記載しなければならない。
5. 法律部は、上記の規定に沿っていない抗議文はいかなるものも受け付けてはならず、規定に反することを書き添えて提出者に返送しなければならない。しかし、直ちに適切な書類が代わりに提出されれば、その書類は期限までに提出されたものとみなされる。国際理事会は、会則及び付則委員会を通して、これらの規定に従わずに再提出された抗議文のいかなるものについても考慮を拒むことができる。また国際理事会は、上記手順又は条件に沿っていない抗議文、返答文、返答に対する回答文はいかなるものも、考慮することを必要としない。抗議申し立て、返答、及び回答を提出することにより、抗議にかかわる当事者は、国際理事会による考察を仰ぐこと、並びに国際理事会の決定が最終的なものであり拘束力を持つことに同意する。国際理事会の決定は、最終的なものであり拘束力を有する。

## **F. 地区ガバナーエレクト・セミナー**

地区ガバナー選挙に対する抗議の当事者には、国際理事会により抗議の生じている地区での選挙結果が採択され、その結果が有効であると宣言されるまで、もしくは次期会長が承認するまでは、地区ガバナーエレクト・セミナーに出席する資格はない。各地区（単一、準、又は複合）は、抗議結果が出るまでに抗議の当事者が次期会計年度の準備ができるよう、地区レベルのどの訓練に出席できるかを決定することができる。